



マリモがマリモ地方創生リート投資法人<3470>株式の大量保有報告書を提出



マリモ地方創生リート投資法人<3470>について、マリモが8月2日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「サポート体制の構築」によるもの。

報告書によると、マリモのマリモ地方創生リート投資法人株式保有比率は、11.05%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2016年7月29日。